保護者の皆様へ

令和5年度　就学援助のお知らせ

北名古屋市教育委員会

北名古屋市では、児童生徒が学校生活を円滑に送れるように、就学のために経済的な援助を必要とする保護者の方に、学用品費・学校給食費などの一部を援助しています。

1　援助の対象となる方

市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者の方で、次の申請理由のいずれかに該当する方です。

申請理由		必要な証明書類	
		市内在住の方	市外から転入された方 （**令和5年1月2日以降に転入された方**）
①	生活保護を受けている方 生活保護が停止又は廃止になった方	不要	
②	児童扶養手当の支給を受けている方	不要 （※児童手当・特別児童扶養手当は該当しません。）	
③	市民税が非課税の方	不要	令和5年度市県民税非課税証明書
	市民税が減免された方	市県民税減免決定通知書の写し	
④	国民年金の掛金が全額免除された方	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し	
	国民健康保険税が減免された方	国民健康保険税減免申請に伴う決定書の写し	
⑤	上記以外で経済的に困窮している方 （申請書では、「5 その他」になります。）	不要	下記のうち、いずれかをご提出ください。 ○ 令和4年分所得税確定申告書の写し ○ 令和5年度市県民税課税証明書

※ ③～⑤に該当する方は、**同一生計の世帯全員の状況を証明することが必要です。**

※ 課税証明書（③及び⑤の証明書類）の発行は6月頃からとなりますので、提出が必要となる方は、先に申請書のみをご提出ください。

※ 令和5年1月1日時点で北名古屋市民の方であっても、税の申告を行っていない場合は、③及び⑤の証明書類の提出を求めます。

【参考】令和5年度就学援助認定に係る所得基準額（申請理由⑤に該当する方）

世帯人数	世帯構成（例）	世帯全員の年間総所得額
3 人	父・母・小学生	約230万円以下
4 人	父・母・中学生・小学生	約300万円以下
5 人	父・母・中学生・小学生・小学生	約355万円以下

※ 上記の表はあくまで目安です。世帯構成や年齢等が異なる場合、認定にかかる所得額は異なります。

※ 所得額とは、**世帯全員の令和4年中の総所得額（所得控除前）の合計から、社会保険料等の控除額の合計を差し引いた額**をいいます。

2　申請手続き

◆ **申請に必要なもの**

(1) 就学援助費受給申請書・振込先口座依頼書 兼 委任状（小中学校、学校教育課窓口、または北名古屋市HPから入手できます。）

(2) 申請理由に応じた証明書類（「1 援助の対象となる方」をご確認ください。）

◆ **申請先**

在学している小中学校

◆ **申請期限**

申請は、随時受付けています。

◆ **申請上の注意事項**

(1) **申請は、毎年度必要となります。令和4年度「認定」を受けている方も新たに申請を行ってください。**

(2) お子様が小中学校にそれぞれ在学している場合は、学校ごとに申請書を作成してください。

(3) 申請書等に不備があった場合、訂正等により審査できる状況になるまで、認定保留となりますのでご注意ください。

3　おもな援助内容

支給費目	小学校		中学校		備 考
	学年	支給額（年額）	学年	支給額（年額）	
学用品費	全学年	11,630 円	全学年	22,730 円	認定月から月割支給します。
通学用品費	2~6年	2,270 円	2~3年	2,270 円	認定月から月割支給します。
新入学学用品費	1年	54,060 円	1年	63,000 円	4月認定を受けている方のみ対象です（入学前支給を受けた方は対象外）。
校外活動費（宿泊なし）	実施学年	実 費（上限 1,600 円）	実施学年	実 費（上限 2,310 円）	校外活動（遠足・野外活動）・修学旅行の実施日までに就学援助を受けている方が対象です。
校外活動費（宿泊あり）	実施学年	実 費（上限 3,690 円）	実施学年	実 費（上限 6,210 円）	
修学旅行費(*1)	6年	実 費	3年	実 費	
学校給食費(*2)	全学年	実 費（1食 270 円）	全学年	実 費（1食 310 円）	現物支給（口座振替による引き落としを行わず、直接市が負担）にて対応します。
PTA会費	全学年	実 費（上限 1,560 円）	全学年	実 費（上限 1,560 円）	認定月から月割支給します。
医療費	全学年	実 費	全学年	実 費	学校から治療の指示のあった対象疾病(*3)の治療費のみが対象です。
クラブ活動費(*4)			全学年	実 費（上限 30,150 円）	申請方法は、審査結果通知時にお知らせします。
卒業アルバム等購入費	6年	実 費（上限 11,000 円）	3年	実 費（上限 8,800 円）	卒業アルバムを購入されていない方は、対象外となります。
オンライン学習通信費	全学年	実費（貸与型）	全学年	実費（貸与型）	現物支給（モバイルルーター）にて対応します。

※ 生活保護を受けている方は、修学旅行費・医療費のみが対象となります。

(*1) 原則、実施された学期末での支給を予定していますが、学校での修学旅行費の精算が終了していない場合は、翌学期末に延期して支給することがありますので、ご了承ください。

(*2) **認定前までは、あらかじめ口座振替により給食費を引き落としさせていただき、認定後に保護者負担額を返金いたします。なお、給食費を除いた教材費等の集金は引き続き行われます。**

(*3) 対象疾病とは、トラコーマ・結膜炎・白せん・かいせん・膿かしん・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯をいいます。

(*4) 申請の際は、『クラブ活動費用具等購入報告書』に『領収書』を添付したうえで、在学する中学校にご提出ください。
なお、領収書を購入店にて発行する場合、**購入者氏名（保護者または児童生徒氏名）・購入品目・購入日・金額の記載、並びに購入店の印鑑の押印**が必要です。また、**領収書の日付は、認定月以降のものに限ります。**

4　年度スケジュール

4月～	7月～		12月	3月
随時申請受付（令和5年4月～令和6年3月）	審査結果通知（7月上旬~随時）	1学期分支給（7月中旬）	2学期分支給（12月中旬）	3学期分支給（3月中旬）

※ スケジュールは前後する可能性があります。

※ 審査結果や支給に関する通知は、学校を通じてお子さまに配布、または郵送により対応します。

5　注意事項

◆ 申請は随時受付けていますが、年度途中で申請した場合の支給対象は、認定した月以降に掛かった費用に限られます。

◆ 受給審査時や認定後の年度途中において、認定要件の確認を行います。結果によっては、認定取消となる場合があります。

◆ 世帯状況に異動があった場合（婚姻等）は、再審査の対象となりますので、速やかにご連絡ください。

◆ 本制度は、学校徴収金を免除するものではありません。月々の学校徴収金は必ずお支払いくださいますようお願いします。
なお、学校徴収金に未納がある場合は、就学援助費を未納金に充当させていただきますので、ご了承ください。

【問合せ先】北名古屋市教育委員会 学校教育課（市役所東庁舎2階） TEL 0568-22-1111（代表）